

高鍋町パブリックコメント制度実施要綱

（目的）

第1条 この要綱は、パブリックコメント制度に関して必要な事項を定めることにより、町の町民に対する説明責任を果たすとともに、町民の町政への参画の促進を図り、もって公正で開かれた町政の推進に寄与することを目的とする。

（定義）

第2条 この要綱において「パブリックコメント制度」とは、町の基本的な政策等の策定の過程において、その趣旨、目的、内容等の必要な事項を広く公表し、公表したものに対する町民等からの意見及び情報（以下「意見等」という。）の提出を受け、当該意見等を考慮して意思決定を行うとともに、当該意見等の概要と当該意見等に対する町の考え方を公表する一連の手続をいう。

2 この要綱において「実施機関」とは、町長、教育委員会、選挙管理委員会、公平委員会、監査委員、農業委員会、固定資産評価審査委員会、水道事業をいう。

3 この要綱において「町民等」とは、次に掲げるものをいう。

- (1) 町内に住所を有する者
- (2) 町内に事務所又は事業所を有するもの
- (3) 町内に存する事務所又は事業所に勤務する者
- (4) 町内に存する学校に在学する者
- (5) 前各号に掲げるもののほか、パブリックコメントに係る事案に利害関係を有するもの

（対象）

第3条 パブリックコメント制度の対象となる町の基本的な政策等（以下「政策等」という。）の策定は、次に掲げるものとする。

- (1) 町の基本的な施策に関する計画の策定又は改定
- (2) 町の基本的な方針を定めることを内容とする条例の制定又は改廃に係る案の策定
- (3) 町民等に義務を課し、又は権利を制限することを内容とする条例（町税の賦課徴収並びに分担金、使用料及び手数料の徴収に関するものを除く。）の制定又は改廃に係る案の策定
- (4) 前各号に掲げるもののほか、実施機関が必要と認めるもの

（適用除外）

第4条 前条の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当するときは、パブリックコメント制度を実施しないことができる。

- (1) 意見聴取等の手続が法令等により定められているもの
 - (2) 審議会等（地方自治法（昭和22年法律第67号）第138条の4第3項の規定に基づき設置される附属機関及びこれに準ずる機関をいう。）において、この要綱に準じた手続を実施した答申等に基づき、実施機関が対象施策等の策定等を行うもの
 - (3) 特に専門的な知識を要するもの
 - (4) 政策等の策定に当たって、実施機関の裁量の余地がないと認められるもの
 - (5) 緊急を要すると認められるもの
 - (6) 軽微な変更と認められるもの
- 2 前項第3号に該当し、パブリックコメント制度を実施しない場合は、当該専門的知識を有する者の意見を聴くよう努めるものとする。
- 3 第1項第5号に該当し、パブリックコメント制度を実施しない場合は、緊急を要した理由を明らかにするとともに、政策等の実施後に町民等の意見を聴くよう努めるものとする。

（公表の時期等）

第5条 実施機関は、政策等の策定をしようとするときは、当該政策等の策定の意思決定前に相当の期間を設けて、政策等の案を公表しなければならない。

2 実施機関は、前項の規定により政策等の案を公表するときは、併せて次に掲げる資料を公表するものとする。

(1) 政策等の案を作成した趣旨、目的及び背景

(2) 政策等の案の概要

(3) 前2号に掲げるもののほか、町民等が政策等の案を理解するために必要な関連資料

3 実施機関は、第1項の規定により政策等の案を公表するときは、意見等の提出先、提出方法、提出期限、及び意見等の提出に必要な事項を明示しなければならない。

（公表の方法）

第6条 実施機関は、町広報誌への掲載等を活用し、前条の規定による公表の周知に努めるものとする。

2 実施機関は、前条の規定による公表を次に掲げる方法により行うものとする。

(1) 高鍋町ホームページへの掲載

(2) 実施機関が指定する場所での閲覧又は配布

（意見等の提出）

第7条 実施機関は、第5条に規定する政策等の案の公表の日から原則として30日以上の意見等の提出期間を設けなければならない。ただし、緊急その他やむを得ない理由がある場合は、その理由を公表した上で、意見等の提出期間を30日未満とすることができる。

2 前項の規定による意見等の提出の方法は、次に掲げるとおりとする。

(1) 郵便

(2) ファクシミリ

(3) 電子メール

(4) 実施機関が指定する場所への書面による提出

(5) その他実施機関が認める方法

3 意見等を提出しようとする町民等は、原則として住所、氏名及び連絡先（法人その他の団体にあっては、所在地、名称、代表者氏名及び連絡先）を明らかにしなければならない。

（意見等の考慮）

第8条 実施機関は、前項の規定により提出された意見等を考慮して、政策等の策定の意思決定を行うものとする。

2 実施機関は、前項の意思決定を行ったときは、提出された意見の概要及び提出された意見に対する実施機関の考え方並びに政策等の案を修正したときはその修正内容を公表しなければならない。ただし、高鍋町情報公開条例（平成14年高鍋町条例第10号）第5条に規定する非公開情報に該当するものは除く。

3 実施機関は、前項の規定により公表するときは、意見等の提出者に個別の回答は行わないものとし、提出された意見等のうち類似の意見等及びこれに対する実施機関の考え方をまとめて公表することができるものとする。

4 前項の規定に基づく公表の方法は、第6条の規定を準用する。

（実施状況の公表）

第9条 実施機関は、パブリックコメント制度の実施状況を町長に報告するものとする。

2 町長は、前項の実施状況に関する一覧表を作成し、毎年1回公表するものとする。

（その他）

第 10 条 この要綱に定めるもののほか、パブリックコメント制度について必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この訓令は、公表の日から施行する。